

ひとにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 75 号

ひとにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例

ひとにやさしいまちづくり条例（平成 7 年岩手県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定公共的施設の新築等の届出)</p> <p>第11条 公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設で規則で定めるもの（以下「特定公共的施設」という。）の新築等をしようとする者（施設の用途を変更して特定公共的施設としようとする者を含む。以下「特定公共的施設整備主」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定公共的施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。ただし、<u>高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）第 6 条</u>に規定する計画の認定を申請したときは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(特定公共的施設の新築等の届出)</p> <p>第11条 公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設で規則で定めるもの（以下「特定公共的施設」という。）の新築等をしようとする者（施設の用途を変更して特定公共的施設としようとする者を含む。以下「特定公共的施設整備主」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定公共的施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。ただし、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 17 条第 1 項</u>に規定する計画の認定を申請したときは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。